



有田市移住希望者現地訪問支援補助金



対象者

次の要件すべてを満たす方。

- ・有田市への移住希望で、和歌山県外在住の方
- ・訪問前に、有田市が出展する移住イベント等で移住相談を行った方
- ・18歳以上の方（同行者の場合を除く）
- ・過去にこの制度を2回利用していない方
- ・暴力団員等及び暴力団員と密接な関係を有していない方

対象となる活動

移住担当職員が同伴する活動で、先輩移住者や仕事、住居関係者の訪問や相談。

※以下に該当する場合は対象外

- ・事業所等が行う採用試験、インターンシップへの参加や、既に就職・転職等が決まっている方
- ・学術研究の目的で滞在予定の方

補助対象経費

居住地から有田市までの合理的な片道交通費で、以下に該当するもの。

- ・公共交通機関利用料
電車、バス、飛行機、フェリーなど
- ・高速道路利用料
自宅最寄りIC～海南IC・有田ICまでの区間
※1世帯あたり2人分まで、上限2万円。

※電車をご利用の際の補助額について

特急料金は1区間80km（指定席250km）以上、
新幹線料金は1区間180km（指定席500km）以上から適用されます。

申請から交付までの流れ

- ① 移住相談
個別面談や移住相談会、わかやま定住サポートセンター等を通じて、有田市の移住担当職員へ移住相談を実施。
- ② 申請手続き
有田市を訪問する **14日前までに**以下の書類を提出。
 - ・交付申請書（様式第1号）
 - ・現地視察計画書（様式あり）
 - ・居住地が分かる書類（運転免許証写し等）
- ③ 有田市を訪問
自家用車や公共交通機関で有田市へお越しください。
現地では、
 - ・先輩移住者と意見交換
 - ・仕事関係の相談
 - ・空き家の内見や所有者との相談など、職員が有田市をご案内します！



- ④ 訪問後
訪問した日から翌月末までに以下の書類を提出。
 - ・事業完了報告書（様式第6号）
 - ・補助対象経費の領収書等の写し

申請・問合せ先

有田市役所 経営企画課 まちづくり係

〒649-0392 和歌山県有田市箕島50

☎ 0737-22-3731 受付時間 8:30~17:15（土日祝休）

✉ keieikikaku@city.arida.lg.jp

